

令和 5 年度海区漁場計画作成基準

令和 4 年 9 月 12 日制定

第 1 趣旨

令和 5 年度に存続期間が満了する、共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の免許に係る海区漁場計画の作成については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 62 条から第 64 条まで、法第 66 条第 2 号に基づく農林水産大臣指示（令和 2 年 11 月 27 日付け農林水産省指令 2 水管第 1626 号）、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号）」及び「海区漁場計画の作成等について（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号）」に定めるもののほか、この基準によるものとする。

第 2 漁業権切替えの基本的な考え方

本県漁業は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波により、生産の基盤をなす漁船や養殖・定置網等の漁具・資材が壊滅的な被害を受けた。その後、漁業者等の要望に基づく漁船、養殖施設等の施設整備はほぼ完了したものの、漁業生産量は震災前の 5～6 割程度にとどまっている状況にある。

特に、近年の海洋環境の変化等によって、秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いており、定置漁業では経営の悪化等の課題が生じている。

また、少子高齢化、人口減少等により漁業者数が減少しており、養殖業では漁場の利用率の低下が懸念される。

このように海洋環境及び漁場利用が変化している中で、県は平成 31 年 3 月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」において、地域の核となる経営体の育成や、水産業の持続的な発展に向けた取組を進めることとしている。特に、養殖業では、意欲ある漁業者による規模拡大及び漁場利用の効率化を円滑にするルールづくりの促進、定置漁業等の漁船漁業や採介藻漁業では、水産資源を持続的に利用するための資源管理及び造成の促進に取り組むこととしている。

また、令和 4 年 3 月には、県と水産関係団体が共同で「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボン宣言」を行ったところであり、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用及び新たな漁業及び養殖業の導入により、本県水産業の再生を図ることとしている。

令和 5 年度の免許に係る海区漁場計画の作成に当たっては、水産資源の持続的な利用及び水面の総合的な利用を図るとともに、県の施策を進め、漁場利用の効率化、水産資源の回復並びに新たな漁業及び養殖業の導入等を図り、本県の漁業生産力の発展を目指すものとする。

第 3 存続期間

共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の免許の存続期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1 共同漁業権 | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで |
| 2 区画漁業権 | |
| (1) 第一種及び第三種 | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで |
| (2) 第二種 | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで |
| 3 定置漁業権 | 令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで |

第4 海区漁場計画

I 海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、次の各号に掲げる要件を満たすものについて作成する。

なお、漁業の種類ごとの要件は、次のⅡ～Ⅳに掲げるとおり。

- 1 既存漁業権が活用漁業権であり、その類似漁業権とみなせること。
- 2 類似漁業権ではないものとして設定する漁業権（以下「新規の漁業権」という。）については、海区漁場計画の要望があること。
- 3 原則として、関係者との調整が図られていること。

Ⅱ 共同漁業権（小型定置漁業を除く。以下同じ。）

共同漁業は、沿岸漁業の根幹をなすものであり、一定の漁場を共同利用する漁業者の集合体である漁業協同組合が漁場を管理し、資源の保護を図る性格を有している。

このことから、共同漁業権は、他漁業種類との調整に十分配慮し、漁場を適切かつ有効に活用できる必要最小限の範囲内で計画するものとする。

1 第一種共同漁業

(1) 漁業の種類

ア 漁業の種類は、現行どおり「あわび漁業」等漁獲物の名称により表示する。

イ 資源管理に必要な漁獲量等の情報を県へ報告できる生物を対象とする漁業に限り、計画する。なお、採捕が見込まれない生物、経済的に価値が極めて低い生物又は資源的に僅少な生物を対象とする漁業は、計画しない。

- (2) 漁業の時期は、1月1日から12月31日までとする。
- (3) 漁場の区域は、原則として現行どおりとする。なお、漁場の分割・統合等は、調整が図られた場合に限り計画する。
- (4) 活用漁業権と異なる漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期の漁場を設定する場合は、原則、新規の漁業権として計画する。ただし、活用漁業権と実質的に同じ方法で漁業を営むもので、活用漁業権とおおむね等しいと認められる場合は類似漁業権として計画する。
- (5) 漁場の区域内に河口がある場合の河川との境界は、河口の左岸と右岸を結んだ線とする。ただし、河川の下流域まで本漁業権の漁場の区域を拡大する必要があると認められ、調整が図られた場合は、当該部分を明確に表示し、漁場の区域に含めるものとする。
- (6) 免許の条件として、刺し網及び流し網を使用したあわび、うにの採捕の禁止及びその他知事が必要と認める事項を付す。
- (7) 人手不足等により生産力が十分に発揮されていない漁場については、これまでの地域の枠を超えた漁場の有効活用を促進する。

2 第二種共同漁業

(1) 漁業の種類

ア 漁業の種類は、「〇〇いかり止底刺し網漁業」、「雑魚磯建網漁業（たが網を含む。）」とし、〇〇は、対象とする魚種名を表示する。

- イ さけ・ますのいかり止底刺し網漁業は、計画しない。
- (2) 漁場の区域は、原則として現行どおりとする。なお、漁場の分割・統合は、調整が図られた場合に限り計画する。
- (3) 活用漁業権と異なる漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期の漁場を設定する場合は、原則、新規の漁業権として計画する。ただし、活用漁業権と実質的に同じ方法で漁業を営むもので、活用漁業権とおおむね等しいと認められる場合は類似漁業権として計画する。
- (4) いかり止底刺し網漁業
- ア 漁業の時期は、1月1日から12月31日までとする。
- イ 免許の条件は、概ね次のとおりとする。
- (ア) 沈子網の海底着底を義務付けること。
- (イ) 敷設する漁具の幅を5メートル以下とすること。
- (ウ) 行使統数を制限すること。
- (5) 磯建網漁業（たが網を含む）
- ア 漁業の時期は、3月1日から翌年2月末日までとする。
- イ 免許の条件は、概ね次のとおりとする。
- (ア) 身網の設置場所は、漁場立地条件を考慮して次により制限する。
- ① 宮古市以北は、最大高潮時の水深15メートル以下とすること。
- ② 山田町以南は、最大高潮時の水深20メートル以下とすること。
- (イ) 敷設する漁具の大きさは、次により制限する。
- ① 宮古市以北は、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さを50メートル以内、身網の左側端から右側端までの長さを50メートル以内とすること。
- ② 山田町以南は、最大高潮時の海岸線並びに垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さを50メートル以内、身網の左側端から右側端までの長さを50メートル以内とすること。
- (ウ) 行使統数は3月から8月及び9月から翌年2月の2期に分けて制限し、併せて年間操業期間は10ヶ月以内に制限すること。
- (エ) さけ稚魚保護のため4月1日から5月31日までの間、魚捕部の網目の大きさを4.3センチメートル（8節）以上に制限すること。

3 第三種及び第四種共同漁業

当該漁業は、計画しない。

III 区画漁業権

区画漁業については、以前から行使者、行使施設台数ともに減少傾向にあったが、東日本大震災津波の影響により何れも震災前のおよそ7割まで減少し、養殖生産量は震災前の水準を大きく下回った。さらに、震災後も漁業者の高齢化等により行使者数が減少し、震災前のおよそ5割まで減少している。

秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いている中、比較的海況の変化を受けにくく安定した生産が可能なさけ・ます養殖や、うに養殖など、漁業者が新たな養殖業の導入に取り組んでいる。

このため、漁場の持つ生産力を十分に活用できていない漁場については、意欲ある漁業者による規模拡大及び地域の枠を超えた漁場の有効活用を円滑にするル

ール作りや、新たな養殖対象種の導入等により、既存の養殖業の生産量を維持しながら養殖業の成長産業化を図ることで、漁場の有効活用を促進する。

1 第一種区画漁業

(1) 漁業の種類

ア 漁業の種類は、「わかめ養殖業」、「かき垂下式養殖業」、「さけ・ます小割式養殖業」のように魚種名や養殖方法を冠して表示する。

イ 確実な操業が見込まれる漁業の種類に限り計画する。

(2) 漁業時期は、操業の実態に合わせて計画する。

(3) 漁場の区域は、類似漁業権と認められる区域を基本とし、資源管理・漁業経営安定対策による漁場改善計画で設定した適正養殖可能数量を遵守するなど適切な管理が見込まれる区域とする。

また、航路に面する漁場の区域は、できるだけ隣接漁場と一直線とし、対岸漁場とは平行となるように配置する。

(4) 漁場の生産力を十分に活用できていない漁場の有効活用を図るため、漁業調整上支障のない範囲で、新規着業、協業化、省力化、規模拡大、行使権者の地区要件緩和を促進するものとする。

(5) 漁業協同組合が漁場の管理や利用調整、技術普及を行うことが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合は、団体漁業権として区画漁業権を設定することで、漁場の有効活用を促進するものとする。

(6) 適切かつ有効に活用していない漁場については、過去の漁場利用の状況を勘案し、漁業者ごとの漁業生産力の維持発展や漁場に適した養殖対象種目の選定、漁場利用ルールの見直し等を促進することとし、改善が見込まれる場合に限り新規の漁業権として計画する。

(7) 魚類養殖は、養殖密度の制限等による水質保全の措置が講じられている場合に限り計画する。

(8) かき、ほたてがい及びほや養殖業は、密殖防止の措置が講じられている場合に限り計画する。

(9) 外部から種苗等搬入を必要とする養殖種にあつては、適正な防疫対策が講じられている場合に計画する。

(10) 活用漁業権と異なる漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期の漁場を設定する場合は、原則、新規の漁業権として計画する。ただし、活用漁業権と実質的に同じ方法で漁業を営むもので、活用漁業権とおおむね等しいと認められる場合は類似漁業権として計画する。

(11) 免許の条件は、概ね従前の例による。

なお、標識（昼間は標識物標、夜間は黄色標識灯）の設置は、次の基準による。

ただし、海上保安庁が設置した防波堤灯台のある漁港又は夜間における出入港船舶がある漁港において、その海域が出入港のための常用針路筋となっている場合は、所管海上保安部署と協議の上、夜間標識灯の設置についてその指示に従うこと。

ア 航路に面する漁場（隣接漁場を含めた全体の漁場をいう。以下同じ。）の角に1個

イ 航路に対し平行に面する漁場であつて、アにより設置した標識灯の間

隔が 1,800 メートル以上となる場合は、その中間に 900 メートルないし 1,800 メートルごとに 1 個

ウ 船舶交通が輻輳する水面に面する漁場であって、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認められる箇所ごとに 1 個

2 第二種及び第三種区画漁業

第二種及び第三種区画漁業は、漁場が適切かつ有効に活用されることが見込まれる場合に限り計画する。

IV 定置漁業権

定置漁業は、主要な対象魚種である秋さけの漁獲量が平成 8 年をピークに減少傾向にあり、特に、近年は温暖化による海洋環境の変化等により、回帰資源量は更に減少しており、全般的に厳しい経営を余儀なくされている。また、従事者の高齢化や、次代を担う若年の従事者不足も深刻な状況となっている。

一方、近年の夏漁は、するめいかが著しい不漁となっているものの、本県沖への来遊が増えているさば、ぶり及びまいわしの漁獲量は比較的高位で安定している。

このため、定置漁業は秋さけの資源回復に努めながら、漁模様に対応した安定的な経営を進めていく必要があり、引き続き、経費の節減、採算性の低い漁場の操業体制見直しや漁業共済制度の活用などを推進し、経営の改善と安定化を促進するものとする。

また、くろまぐろの資源管理については、安定的で持続的な資源の利用を図るために、漁獲可能量を遵守するとともに、本県の漁業の実態に応じた適切な資源管理に努めるものとする。

1 既存漁場

既存漁場に係る海区漁場計画は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 活用漁業権でない漁場は、原則として計画しない。ただし、操業計画等により、確実な操業が見込まれ、秋さけ及びくろまぐろ資源の保護に配慮されている場合に限り新規の漁業権として計画する。
- (2) 活用漁業権であっても、採算性の低い漁場は、必要に応じて操業体制の見直し等による経営の改善を推進する。
- (3) 夏網の漁業時期及び漁場の区域は、原則として現行どおりとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合及び調整が図られた場合はこの限りでない。
- (4) 秋網及び周年網の漁業時期及び漁場の区域は、原則として現行どおりとするが、調整が図られていることを前提に、次の場合に限り漁業時期の変更、沖出し又は移動等を認めることがある。
 - ア 秋さけに対する漁獲圧が増加しない場合。この場合の区域は、秋さけ及びくろまぐろ資源の保護に配慮して調整する。
 - イ 大型クラゲや災害等による被害が他に比べ著しく大きいと認められる場合。この場合の区域は、必要最小限の範囲内とする。
 - ウ やむを得ない事情があると認められる場合。この場合の区域は、必要最小限の範囲内とする。
- (5) 活用漁業権と異なる漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期の

漁場を設定する場合は、原則、新規の漁業権として計画する。ただし、活用漁業権と実質的に同じ方法で漁業を営むもので、活用漁業権とおおむね等しいと認められる場合は類似漁業権として計画する。

2 新規漁場（新規の漁業権）

新規漁場（新規の漁業権）は、秋さけ及びくろまぐろに対する漁獲圧が増加しない場合に限り計画する。また、原則として他の漁場との保護区域が重複しないものとする。

3 免許の条件は、次に掲げる事項を付す。

- (1) 標識（昼間は標識物標、夜間は黄色標識灯）の設置を義務付けること。
- (2) 元地付近において、航路の確保を義務付けること。
- (3) さけ親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合は、これに従わなければならないこと。
- (4) さけ稚魚保護のため、次のとおり網目制限をすること。ただし、内湾漁場と外海漁場の区域は、別記のとおりとする。

漁場区分	期 間	箱網の網目の大きさ
内湾漁場	4月1日から5月31日まで	4.3センチメートル（8節）以上
外海漁場	4月10日から6月10日まで	5.0センチメートル（7節）以上

- (5) 漁場の区域内の身網、垣網等の敷設を制限すること。
- (6) その他知事が必要と認める事項

別記（第4のⅣの3の(4)関係）

1 内湾漁場

次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内の漁場とする。

名 称	線
久慈湾	牛島と七折りを結んだ線
野田湾	久慈市久喜中沢橋と松磯崎を結んだ線
宮古湾	大モリと追切崎を結んだ線
山田湾	明神崎と藤五郎鼻を結んだ線とその延長線
大槌湾	浪ノ助鼻と長崎を結んだ線
釜石湾	鷲の巣崎と大刀根崎を結んだ線とその延長線
唐丹湾	嫁ヶ崎と赤磯島を結んだ線とその延長線
吉浜湾	弁天崎と大ソレ崎を結んだ線
越喜来湾	鬼間ヶ崎と嫁ヶ崎を結んだ線
大船渡湾	浪板と長磯を結んだ線
広田湾	次の各点を順次に結んだ線 大陽崎、北緯38度58.312分・東経141度39.108分の点、岩手県と宮城県との境界にある境石

2 外海漁場

1以外の区域にある漁場とする。